

氏 名 (本 籍)	かな い 新 二 (東京都)
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	博 乙 第 121 号
学 位 授 与 年 月 日	昭 和 58 年 2 月 28 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
審 査 研 究 科	哲 学 ・ 思 想 研 究 科
学 位 論 文 題 目	「神の国」思想の現代的展開—社会主義的・実践的キリスト教の根本構造
主 査	筑波大学教授 井 門 富 二 夫
副 査	筑波大学教授 文学博士 三 枝 充 憲
副 査	筑波大学教授 P.H. D 澤 田 昭 夫
副 査	筑波大学助教授 飯 塚 勝 久

論 文 の 要 旨

本論文は、キリスト教の中心的思想の一つである「神の国」の理念に焦点をあわせつつ、19世紀のプロテスタント教界における自由主義的神学に対する批判と克服として展開した、ドイツならびにスイスにおける宗教社会主義運動とそれを支える実践神学の内容を詳細に分析して、この運動の信仰的目的となった、それ特有の「神の国」の理念の内容を浮き彫りにしている。この試みにおいて主要な手掛りとして取り上げられたのが、ドイツのクリストフ・ブルームハルト（息子）と、スイスのレオンハルト・ラガーツである。ブルームハルト（これより以下、息子と省略）は、初期には奇蹟的「いやし」で評判の牧師であったが、「いやし」の業に信仰上のエゴイズムの存在する事実気づき、個人をこえて人類全般に対する愛から社会的「いやし」即ち労働問題などの解決をめざす実践運動に、その方向を転換した。その実践を支えたのが、彼特有の「神の国」の理念であった。この理念を引き継いだのがラガーツであり、「神の国」の建設、即ち神の愛の支配のこの地上への徹底のためには、既成の権威秩序にしがみつ়教会を棄てて、市民運動的営為において社会的被抑圧者の解放のため闘うべきであるとして、彼は平和主義、社会主義運動に身を献げることになった。この両者の思想と実践にみられる「神の国」の理念にひそむプロテスタント的急進主義から、20世紀の宗教社会主義あるいは弁証法神学が派生してくる経過を、著者はみごとに歴史的に跡づけている。

なお、本論文の方法的視点は、第三部第四章、四、「〈神の国〉思想の歴史形成力—エートス論的

結論」において述べられているが、ブルームハントやラガーツの思想を単に神学思想史の観点から記述しようとしたのではなく、M・ヴェーバーやE・トレルチらを取り上げてきた宗教社会学的なエートス論によりつつ、19 世期末期の退廃した社会状況と権威主義的既成教会に対抗しつつ、プロテスタント的超越神信仰が、どのような社会改革をめざす市民運動(即ちエーストにもとづく実践運動)となっていたかを描写しようと試みている。換言すれば、彼ら特有の「神の国」思想が、当時から今日に至るまでの欧州プロテスタント社会において、どのように歴史形成の原動力となってきたかを分析している点において、本論文は思想史をこえて社会史の範囲にまでその幅を広げている。

つづいて本論文の構成の大略を記述してみよう。本論文第一部「C・ブルームハルトにおける〈神の国〉思想の構造」においては、最近になって出版されたブルームハルトの説教、書簡などの一次資料と、新らしく出た研究文献を読みこなし、その理解の上に立って、1. 受肉の倫理、2. 創造の倫理、3. 終末の倫理、の三点を中心に、彼の倫理的実践神学の構造を解明しているが、この三点がブルームハルトの思想的展開の各段階とそれぞれに一致している事実も実証されている。まず「受肉」は、イエスとなった神の弱き者に対する愛の実証であり、受肉という神の業は、社会底辺に対する責任を人類に課すことになった。ついで「創造」は、神の絶えざる変革の活動を意味し、この創造への人類の参与の責任は、社会運動に発展せざるをえないのである。そして「終末」は、イエスにおいて開始された愛の活動・創造の継続と完成への過程をいい、「いまだ」に来ぬものへの希望において、人間が実存せねばならない状況が画かれている。

第二部「スイス宗教社会主義運動—レオンハルト・ラガーツの場合」においても、ラガーツの説教やNeue Wege紙を始めとする当時の宗教社会主義運動機関紙などの一次資料によりつつ、ラガーツの全体像を画きあげている。当時の自由主義神学とは根本的に異なる、超越神の観点よりする「神の国」の理念をたて、この理念の徹底によって、逆にこの世俗社会にも「愛」の国が展開する可能性を大胆に肯定するラガーツの姿勢を画いている。その姿勢から生れた社会運動の展開を概観して後に、1. 実践的キリスト教、2. 変革と平和の思想、の二点を中心に、ラガーツ思想の中核にせまる試みをしている。第一点では、神の救済の独占機構としての教会の不当を訴え、神の似姿としての人間一般の、万人祭司となって社会悪と闘う義務を説き、その後には神の国の終末的成立をうたうラガーツの、「希望」の神学を分析している。第二点では、イエスのメシアニズム、それにもとづく普遍的な人格主義(愛における人格)、以上を基盤とするゲノツセンシャフト(協同組合的)連携運動、の三概念による宗教社会主義について、まづ記述する。つづいて、この愛による社会主義の観点から闘争としての社会主義であるマルクシズムを徹底的に批判するラガーツを、キリスト教的平和主義・理想主義者としてとらえ、その平和運動などの当時の展開を記述している。

第三部「宗教社会主義から弁証法神学へ—〈神の国〉論争史」では、彼らの宗教社会主義的神学から、初期弁証法神学への展開の過程を、主としてラガーツの観点に立ちながら描写し、同時に「神の国」運動が、次の第三世代に至って大きく思想的に分裂してゆく状況を画いている。従来は弁証法神学の視点を中心に、宗教社会主義運動はそれへの序論的動きといった取り上げ方が大勢を占めていたが、本論文は、マツミュラーが提起した視点によりつつ、宗教社会主義と弁証法神学の二

つの運動がブルームハルト父子の思想から生じた姉妹関係にある事実を強調している。そのため第三部ではまずブルームハルトの「神の国」概念を尺度として再確認した上で、宗教社会主義の二人の指導者ラガーツとクッターを対比し、クッターが単なる教会刷新運動に向けたのに対し、ラガーツが労働運動に没入してゆく、思想的分裂の経過を分析している。つづいて、ブルームハルトの超越的な神概念を基底とする限り、神の国も終末的かつ彼岸的理念でとどまざるをえないとするバルトと、此岸での神の国成立を希望とするラガーツの思想的分裂に至り、ラガーツの実践運動が神学からイデオロギーに転換してゆく危険性を持つとみるバルトの立場を紹介する。そのうえで、神とこの世の相関関係が、「神の国」という理念において弁証的緊張にある事実を考慮しつつ、ラガーツとバルトの両神学は、実は相補の間柄にあることを実証してみせ、両者が20世紀初期の危機的時代に対するプロテスタント的エートス活動の、みごとな結実であったと結論するのである。

審 査 の 要 旨

従来、わが国に於ても外国に於っても、欧州宗教社会主義運動は弁証法神学運動の単なる前段階として扱われ、その指導者は傍流の思想家として位置づけられてきた。最近になってブルームハルト父子、ラガーツらの説教や書簡などが複製出版されるにつれて新しい解釈も出てきたが、本論文の著者はわが国におけるこの動向の先頭をきって、宗教社会主義と弁証法神学の両者が相補関係にある、プロテスタント神学の主流である事実を確認した点を高く評価しなければならない。

また「要旨」でみたように、従来の研究が神学史・思想史というせまい観点からテーマを扱っていたのに対し、宗教社会学的なエースト論を取り入れることによって、比較宗教思想的、比較社会的な研究も可能であるように学問的視野を広げた点も大いに評価すべきであろう。なお繰返すようであるが、宗教社会主義と弁証法神学のその両者を、「一つなるブルームハルト運動」としての観点から把握したことにより、従来のバルト神学研究などに全く異った視点を付け加えた事実は、専門委員が一致して「独自のもの」として認めたことをつけ加えておきたい。

優れた点について以上に述べてきたが、次のような点でいささか問題が認められた。

まず「神の国」の理念は、新約聖書、アウグスティヌスで展開し、近代でもカント、リッツェル等から、さらにアメリカの社会的福音の指導者によっても論じられているが、ブルームハルトらの理念と彼らの思想との間の関連について十分に明らかにされていない点が、きわめて強く問題にされた。また本論文後半の中心となる弁証法神学との関係を論じる箇所において、弁証法神学の「初期」のみがブルームハルトらの思想との対比の対象となっており、その点、対比のあり方が多少不公平であるという批判も聞かれた。

また、本論文の歴史的背景となる西欧社会史一般にかかわる説明が不足し、かつ使用された資料にも概説的なものが散見された事実や、あるいは神学論争を扱うというよりも当時の社会思想としてブルームハルトらを扱うというについては、神学と社会思想の相違に関する基本的な定義が行な

われていない事実なども追求された。またかりに社会思想という観点から対象に接近する方法をとったにせよ、ブルームハルトやラガーツらの地上的内在的救済論に対してその時代性・世俗的傾向をさらに特徴づけるために、キリスト教本来の十字架の恩寵による救済論との関連も、さらに深く掘り下げるべきであったと望まれもした。

終りに、本論文を構成する各章が、各個に独立して発表され、後にそれが本論文としてまとめられたという事情もあって、各章の間に統一性の欠ける点も目につき、将来の研究においてその点に留意するよう注意が出された。

以上の問題点にもかかわらず、前述のように本論文が内外におけるこの分野の研究の従来の観点を修正しつつ、独自の解釈を打ち出したことを高く評価し、その学界への貢献には多大なものがあると判定する次第である。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。